

# 防犯カメラの設置費用を助成します

## - 令和4年度 仙台市防犯カメラ設置等補助事業 -

仙台市では、安全で安心な地域の実現を目指して、地域における自主的な防犯活動を補完し、犯罪の発生する機会を減らすための環境整備を進めるため、防犯活動を行う地域団体に対し、防犯カメラの設置に要する経費の一部を助成します。

### 対象団体

防犯団体、町内会等の地域団体（商店街振興組合等の商店街団体を除く）

※地域において自主的な防犯活動を行っている団体が対象となります。

### 防犯カメラ設置等の条件

次の要件を全て満たすことが必要です。

- ・街頭犯罪の発生の抑制を目的とするもの  
（不法投棄の発生の抑止のみを目的とするものは除きます）
- ・道路、公園等の公共空間を撮影するもの
- ・常時撮影が可能で、録画機能があり、特定の場所に5年間以上継続して設置するもので市が定める条件を満たすもの（条件の詳細は、「Q&A（よくある質問）」Q.3を参照）
- ・地域において防犯カメラの設置について合意が得られていること
- ・宮城県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、適切な設置運用を行うもの
- ・令和4年度内に設置・完了するもの



### 対象となる経費

- ・防犯カメラを構成する機器・表示板の購入及び設置工事に係る経費
- ※設置後の保守点検費や電気代等の維持管理経費は対象外です。

### 補助率等

補助率 3/4（ただし、防犯カメラ1台の設置につき30万円を上限額とします。）

### 事前申請受付期間

令和4年7月1日（金）から 令和4年8月31日（水）必着

- ・先着順ではありませんので、上記期間中に申請してください。
- ・この案内書の末尾にある事前申請書をご使用ください。
- ・事前申請受付期間終了後、申請内容や添付書類等を審査の上、対象の可否や対象補助額等について文書（内示書）にて通知します。
- ・予算を超える申請があった場合は、補助対象団体の選定や対象台数等の調整を行います。

### 申請先・問い合わせ先

仙台市青葉区二日町1番23号アーバンネット勾当台ビル9階  
（仙台市役所二日町第四仮庁舎）

仙台市市民局生活安全安心部市民生活課 ☎022-214-6148

## 【補助申請の流れ】

### ① 事前申請（仮申込）【7月1日～8月31日】

- 事前申請書を提出（添付資料を含む）
  - ・地域の合意形成（総会等により防犯カメラ設置が決定しているなど）
  - ・設置場所と撮影範囲の検討（管轄する警察署生活安全課へ相談）
  - ・設置場所の所有者へ相談（街路灯や公園等の場合は※各管理者へ設置相談）
  - ・設置にかかる経費（機器購入費、工事費用等）の見積書

※各管理者は最終ページ「相談窓口一覧」を参照



### ② 内示【9月中旬頃】

- ・事前申請した団体へ補助金の内示を行います
- ・予算額を上回る場合は、補助対象団体及び対象台数等を調整します



### ③ 補助金交付申請【9月～12月頃】

- 補助金交付申請書を提出（添付資料を含む）
  - ・地域団体の活動内容が分かるもの（総会資料等）
  - ・設置について地域住民の同意が確認できる書類、設置場所の所有者の同意書（公共施設へ設置する場合は各管理者へ許可申請）
  - ・防犯カメラの運用に関する管理運用規程等（「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考とする）



### ④ 補助金交付決定【随時決定】

- ・申請団体に補助金交付決定通知を送付します
- ・補助金決定通知日以降に防犯カメラの設置工事を開始すること  
（令和4年度末までに設置工事が完了すること）



### ⑤ 実績報告・交付請求【設置工事完了後】

- 実績報告書を提出（添付資料を含む）
  - ・防犯カメラ設置後の状況写真及び撮影された画像
  - ・収支計算書、業者へ支払った領収書等及び補助金交付請求書の提出



### ⑥ 補助金の支払

- ・申請団体の口座名義へ補助金振込

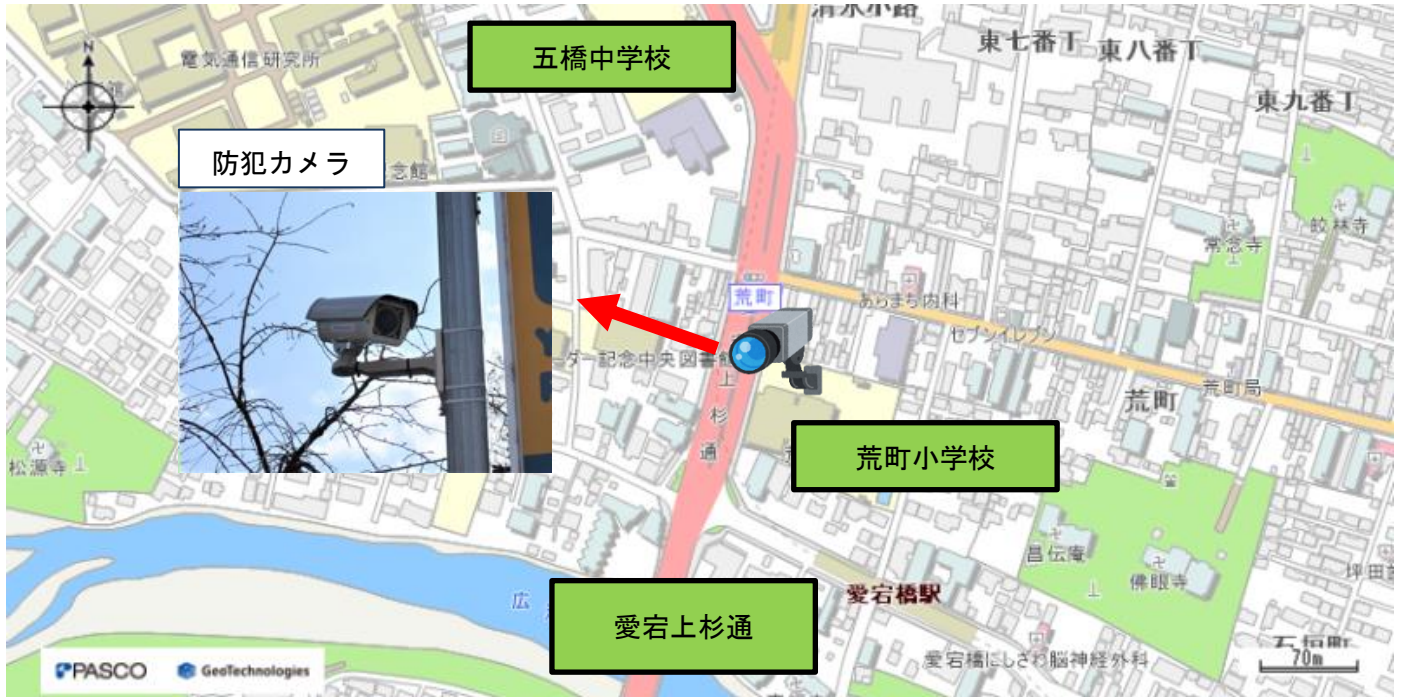
## 【設置事例の紹介】

### ◆若林区 荒町地区（荒町小学校近隣）

設置団体：荒町地区連合町内会

＜設置個所のポイント＞

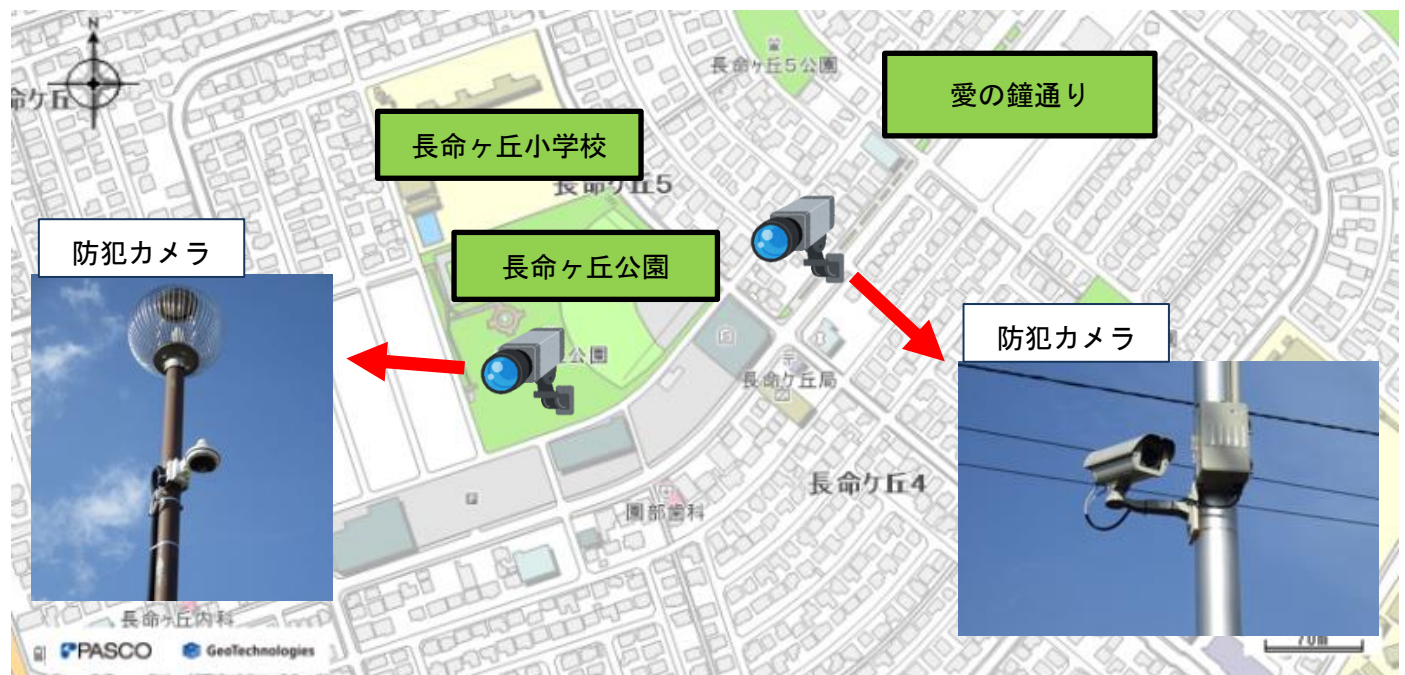
設置した場所は通行量の多い愛宕上杉通に面した小学校の通学路となっている。昼夜を問わず通行量が多く、小学校も近い場所にあることから、登下校時の見守り活動などの自主的な防犯活動に加えて、児童生徒、地域住民の犯罪被害抑止を目的として防犯カメラを設置した。



設置団体：長命ヶ丘連合町内会

＜設置個所のポイント＞

長命ヶ丘小学校に隣接する長命ヶ丘公園及び通学路である愛の鐘通り。いずれの場所も児童生徒が頻繁に利用する場所であることから、地域住民等の目の届かないところでの犯罪や声掛け等の事案発生を抑止し、地域住民の安全安心を確保する目的で防犯カメラを設置した。



令和3年度に当該補助事業により防犯カメラを設置した事例（一部）です。



## Q & A(よくある質問)

Q.1 地域団体が行う自主的な防犯活動とはどのような活動ですか。

A.1 子どもの登下校時の見守り活動や防犯パトロール活動など、地域における犯罪発生を未然に防止するための活動や落書き消し活動など、犯罪の機会を減らすための環境浄化活動などを自主的に行っている活動です。



Q.2 防犯カメラ設置後にかかる費用はどんなものがありますか。

A.2 電気代、定期的な保守点検費（メンテナンス費用）等の維持管理経費、電柱等へ設置した場合は共架料などの経費が発生します。また、公共施設へ設置する場合でも設置後の電気代や維持管理経費は設置団体の負担になります。防犯カメラを点検しやすい場所に設置することや、画像データ取出を容易に行える方法にすることで費用の軽減に繋がります。

Q.3 どのような機能を有している防犯カメラが補助の対象になりますか。

A.3 防犯カメラの仕様については、常時撮影が可能で、録画機能があり、5年間以上継続して設置できるもので、次の機能を有しているカメラが対象になります。

### 【カメラの機能】

項目	内容
画素数	200万画素以上
カラー撮影機能	必須（ただし、夜間においては、赤外線照射による白黒での撮影可）
夜間撮影	撮影のために赤外線照射機能を有していること
フレームレート	5枚以上/秒
その他	・データの保存期間が連続7日間以上あること ・防水・防塵機能を備えていること この他、自動時刻補正機能を有していること又は定期的に手動により時刻補正を行うことが必要です。

※ご不明な点がある場合には、市民局市民生活課までお問合せください。

Q.4 地域の合意形成はなぜ必要なのですか。

A.4 防犯カメラは、不特定多数の人が利用する場所に設置して、個人の姿や行動を撮影・録画するため、地域住民などのプライバシー保護に配慮する必要があります。そのため、設置にあたっては、地域の総会や役員会等で合意を得て、適切な管理・運用について規約等で定めることが必要になります。

Q.5 個人や事業者は申請できますか。

A.5 本制度は地域における自主的な防犯活動を補完することを目的としていることから、町内会や防犯団体などの地域団体を対象としており、個人や事業者は対象になりません。

**Q.6** 設置場所や撮影範囲に決まりはありますか。

**A.6** 設置場所に定めはありませんが、撮影範囲については、不特定多数の人が利用する公共の場所（道路・公園等）を撮影するものとなります。防犯カメラの設置により防犯効果が発揮され、かつ、不必要な場所が撮影されないよう撮影範囲を限定する必要があります。そのため、設置場所や撮影範囲の検討にあたっては、所轄の警察署の生活安全課にてアドバイスを受けるようにしてください。

**Q.7** 設置したい場所が公共施設の場合、どこに相談したらよいですか。

**A.7** 公共施設への設置については、施設管理者からの設置（使用）許可が必要になります。市道の街路灯や公園等に設置する場合は、裏面の「相談窓口一覧」を参照ください。その他の公共施設の連絡先につきましては、市民局市民生活課までお問い合わせ下さい。なお、公共施設に設置した場合においても、設置後の電気料金等の維持管理経費は設置団体が負担することとなります。

**Q.8** マンションなどの敷地を撮影するものは対象になりますか。

**A.8** 不特定多数の人が利用する公共の場所(道路・公園等)の防犯を目的としているため、マンションなどの敷地を撮影するものは対象となりません。

**Q.9** 防犯カメラの補助について、台数の上限はありますか。

**A.9** 一団体の上限台数は設定していませんが、複数の団体から予算を超える申請があった場合は、補助対象団体の選定や補助対象台数等の調整を行うこととなります。

**Q.10** 捜査協力における画像データの取だし費用はどうなりますか。

**A.10** 警察の依頼による画像データの提供の際、データの取だしに費用が発生する場合は、事前に、警察官に費用が発生する旨をお伝えください。

**Q.11** 次年度（令和5年度）の設置に向けて協議中ですが、申請時期はいつですか。

**A.11** この場合、防犯カメラを設置する年度（令和5年度）に申請することになりますが、次年度に向けての設置を検討している場合も、あらかじめ市民局市民生活課へ相談されることをお勧めいたします。

その他、不明な点などがある場合は、市民局市民生活課までお問い合わせください。



**防犯カメラ作動中**

◇◆◇◆◇◆◇ 相談窓口一覧 ◇◆◇◆◇◆◇

◎防犯カメラを設置する場所（位置）や撮影範囲の相談

所轄警察署	電話（代表）	担当課
仙台中央警察署	222-7171	○各警察署の <u>生活安全課</u>
仙台南警察署	246-7171	
仙台北警察署	233-7171	
仙台東警察署	231-7171	
泉警察署	375-7171	
若林警察署	390-7171	

◎公共施設（市が管理する施設）への相談

市道の街路灯や公園、公共施設に設置したい場合

各区等	電話（代表）	担当課
青葉区役所	225-7211	○市道の街路灯へ設置したい場合 各区総合支所の <u>道路課</u> （秋保総合支所は建設課） ○公園敷地へ設置したい場合 各区総合支所の <u>公園課</u> （秋保総合支所は建設課） ○コミュニティ・センターの外壁等に設置したい場合 各区総合支所の <u>まちづくり推進課</u> （秋保総合支所は総務課） ○その他の公共施設に設置したい場合は、 <u>市民局市民生活課</u> へお問い合わせください。
宮城野区役所	291-2111	
若林区役所	282-1111	
太白区役所	247-1111	
泉区役所	372-3111	
宮城総合支所	392-2111	
秋保総合支所	399-2111	

◎その他の相談窓口

電力柱へ設置したい場合（電柱共架の事前相談窓口）

東北電力ネットワーク株式会社	電話	担当課
仙台北電力センター	374-3703	○各電力センターの <u>配電計画課</u>
仙台電力センター	267-0210	
仙台南電力センター	282-8151	
塩釜電力センター	365-9978	